

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 16 日 本紙第 5356 号

【法令名】

○国土調査法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 16 日 政令第 169 号

【管轄省庁】

国土交通省

【施行期日等】

この政令は、公布の日から施行する。

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

平成21年度末に期限を迎えた国土調査事業十箇年計画に引き続く平成22年度を初年度とする計画の適切な施行を図ることを目的とする。

* 要旨

1 都市部官民境界基本調査の実施に伴い、市街地においては、地籍基本調査図に街区の形状及び登記所備付地図等が示す街区の境界線を表示する。また、山村境界基本調査の実施に伴い、その他の地域においては、地籍基本調査図には土地の境界を示す主要な点の位置を、また、地籍基本調査簿にはその点の番号、座標値等を表示する。

(第二条関係)

2 土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施に伴い、土地分類基本調査図に過去の土地の利用別分布状況を、また、土地分類基本調査簿に過去の土地の利用の特性を表示する。

(第二条関係)

3 国が実施する基本調査である都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査の実施に伴い、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（基準点の測量を除く。）を実施する国の機関として、国土交通省を位置付ける。

(第三条関係)

.....